

特定医療費（指定難病）支給認定申請書【更新申請・変更届】 1 枚目

大阪市長 様

難病患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）第6条第1項の規定により、次の通り申請します。また、変更がある場合、難病患者に対する医療等に関する法律施行規則第13条第1項の規定により、届出します。本申請や届出の認定に必要な場合は、大阪市において、臨床調査個人票に関する医療情報、市民税等に関する課税情報、加入医療保険情報、国民健康保険情報、後期高齢者医療情報、生活保護受給者情報、特別児童扶養手当情報、特別障がい者手当情報、障がい児福祉手当情報、小児慢性特定疾病情報を確認されること及び保険者に対して情報提供をされることに同意します。

年 月 日

受診者	氏名		受給者番号				
-----	----	--	-------	--	--	--	--

申請者	氏名	<input type="checkbox"/> 受診者と同じ <input type="checkbox"/> 下記の者に本件申請を委任します。	電話番号	(自宅)
	住所	〒 -	続柄	(携帯)

※受診者が18歳未満の場合は、保護者が申請者となります。

1 受給者登録情報

下記の表のうち太線部分について現在の特定医療費（指定難病）受給者の登録内容を印字していますので、変更がある場合は、変更ありに☑のうえ、変更後の内容を記入してください。人工呼吸器等装着、高額かつ長期、按分については、新たに該当する場合だけでなく、**継続して該当する場合も、該当箇所に☑のうえ、必要書類を提出してください。**

受診者	氏名		☐変更あり	
	住所		☐変更あり	〒 -
送付先	氏名		☐変更あり	
	住所		☐変更あり	〒 -
加入医療保険 (保険者名称・記号・番号)			☐変更あり	保険者名称 記号 番号 枝番 ⇒同時に階層区分を見直す場合、別途「変更申請書」の提出が必要。
病名			☐追加あり ☐変更あり	⇒疾病の追加、又は変更がある場合、別途「変更申請書」と「臨床調査個人票（新規）」が必要。
月額自己負担 上 限 額 / 階層区分		/		⇒申請日の翌月から階層区分を見直し、適用を希望する場合は、別途「変更申請書」の提出が必要。
負担	人工呼吸器等装着		☐該当あり	⇒継続該当の場合、左記に☑の上、診断書の人工呼吸器欄に記載があることが必要。 ⇒新たに該当となる場合、上記に加えて、別途「変更申請書」の提出も必要。
	高額かつ長期 ※2枚目裏面参照		☐該当あり	⇒継続該当の場合、左記に☑の上、自己負担上限額管理票の写し等の提出が必要。 ⇒新たに該当となる場合で、申請日の翌月から上限額の見直しを希望する場合は、上記に加えて、別途「変更申請書」の提出も必要。
	按分		☐該当あり	⇒継続該当の場合、左記に☑の上、申請書2枚目の4へ按分対象者の記入が必要。 ⇒新たに該当となる場合は、上記に加え、別途「変更申請書」の提出も必要。
	軽症者特例			⇒指定医が記載した臨床調査個人票が「重症度」を満たさない場合は、医療費総額が確認できる書類（自己負担上限額管理票の写し等）の提出が必要。
指定医療機関			☐変更あり	⇒変更後の指定医療機関名を、申請書2枚目の5へ記入が必要。

≪ 事務処理記載欄 ≫

保健所受付印	保健福祉センター受付印		~							
		保健所 記入欄	A	B1	B2	C1	C2	D	軽症	高長
			令和9年1月1日～令和9年12月31日							
			A	B1	B2	C1	C2	D	軽症	高長
		呼 吸 器	長 高 期 額	あ 按 り 分	変 更 な し	変 更 あ り	住 所	氏 名		
						切 り 離 し	保 険	階 層		
保健福祉 センター 記入欄	確認者									
	日付	年 月 日								
			受付印不鮮明の場合日付記載							